事	例

【例４】新設法人の場合　指定期間内（平4.7.1 ）に設立　12月決算（年１回）

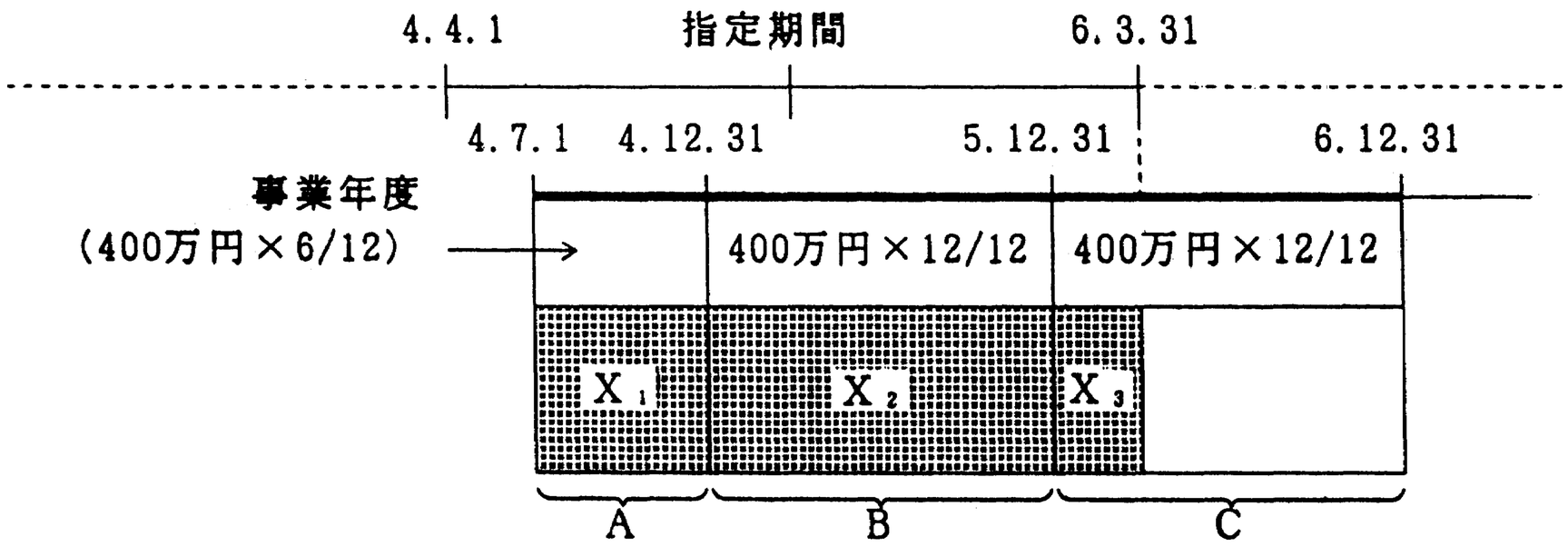

【例５】収益事業開始の場合　指定期間内（5.7.3 ）に開始　12月決算（年１回）

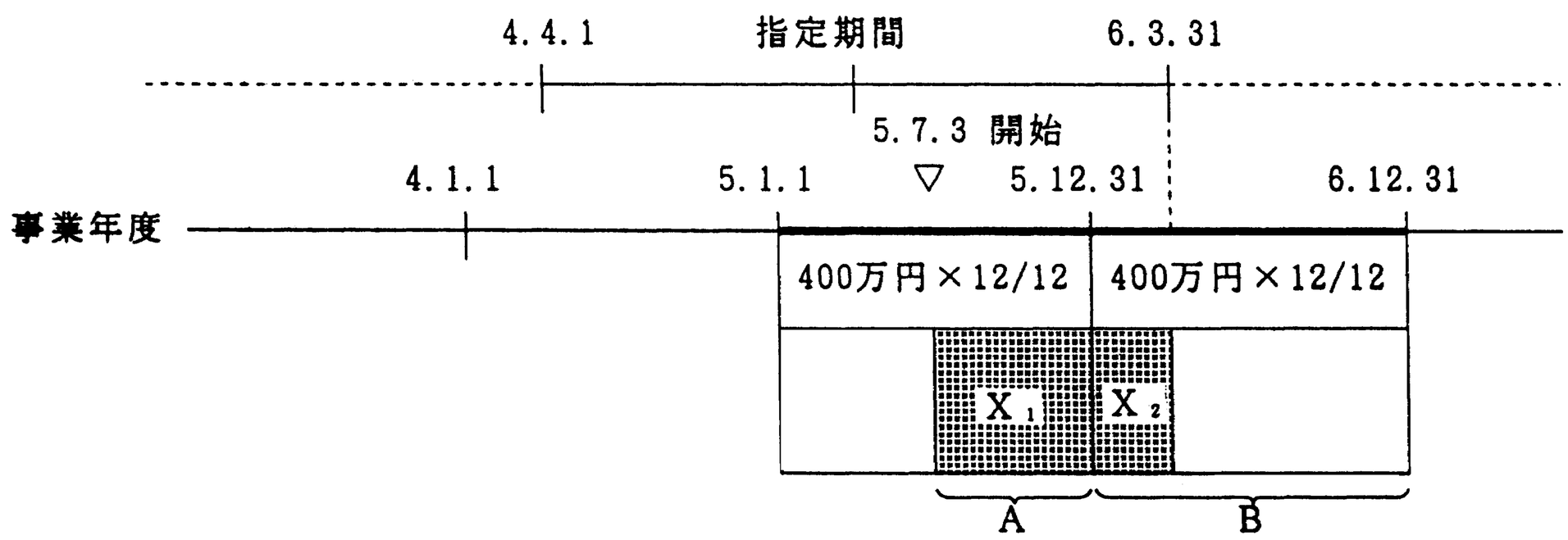

（注）収益事業開始の日と事業年度開始の日とは、必ずしも一致しないことに留意する（この事例の場合、いわゆるみなし事業年度の規定の適用はない。）。

課税事業年度の説明	課税標準法人税額の計算
○　指定期間内に設立された法人については、指定期間内の日を含む事業年度（4.12期、5.12期及び6.12期）が課税事業年度となる（法人特別税法７②二）。 （注）指定期間内に設立した法人については、指定期間内に終了する事業年度がない場合でも、指定期間内の日を含む事業年度が課税事業年度となることに留意する。	①4. 7. 1 ～ 4.12.31 X_1 ＝ A － 400万円 × 6／12 ②5. 1. 1 ～ 5.12.31 X_2 ＝ B － 400万円 × 12／12 ③6. 1. 1 ～ 6.12.31（最後の課税事業年度） X_3 ＝（C － 400万円× 12／12）× 3／12 （注）最後の課税事業年度は、当該最後の課税事業年度開始の日（6.1.1)から指定期間の末日（6.3.31）までの期間の月数で按分（下線部分）する（法人特別税法９④二）。
○　指定期間内に収益事業を開始した公益法人等及び人格のない社団等については、その開始した日（5.7.3)から指定期間の末日（6.3.31）までの期間内の日を含む事業年度（5.12期及び6.12期）が課税事業年度となる（法人特別税法７②三）。	①5. 1. 1 ～ 5.12.31 X_1 ＝ A － 400万円 × 12／12 ②6. 1. 1 ～ 6.12.31（最後の課税事業年度） X_2 ＝（B － 400万円× 12／12）× 3／12 （注）最後の課税事業年度は、当該最後の課税事業年度開始の日（6.1.1)から指定期間の末日（6.3.31）までの期間の月数で按分（下線部分）する（法人特別税法９④二）。